

第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

第1章

教育政策の総合的推進と
生涯学習社会の実現

総論

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、中央省庁等改革の一環として平成13年1月に設置され教育の振興に関する重要事項の審議や、答申等が行われています。また、平成25年1月に開催が決定された教育再生実行会議では、これまでに十二次にわたる提言が出され、これを踏まえ、文科省では様々な取組を行ってきました。また、教育再生実行会議の廃止に伴い、令和3年12月に開催が決定された教育未来創造会議においては、4年5月に「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」、5年4月に「未来を創造する若者の留

学促進イニシアティブ（第二次提言）」が取りまとめられました。政府として、提言の着実な実行に向け、引き続き取組を進めていきます。

さらに、文部科学省はこれらの議論等を踏まえるとともに、教育基本法の理念の下、「教育振興基本計画」に基づき、教育政策を推進しています。

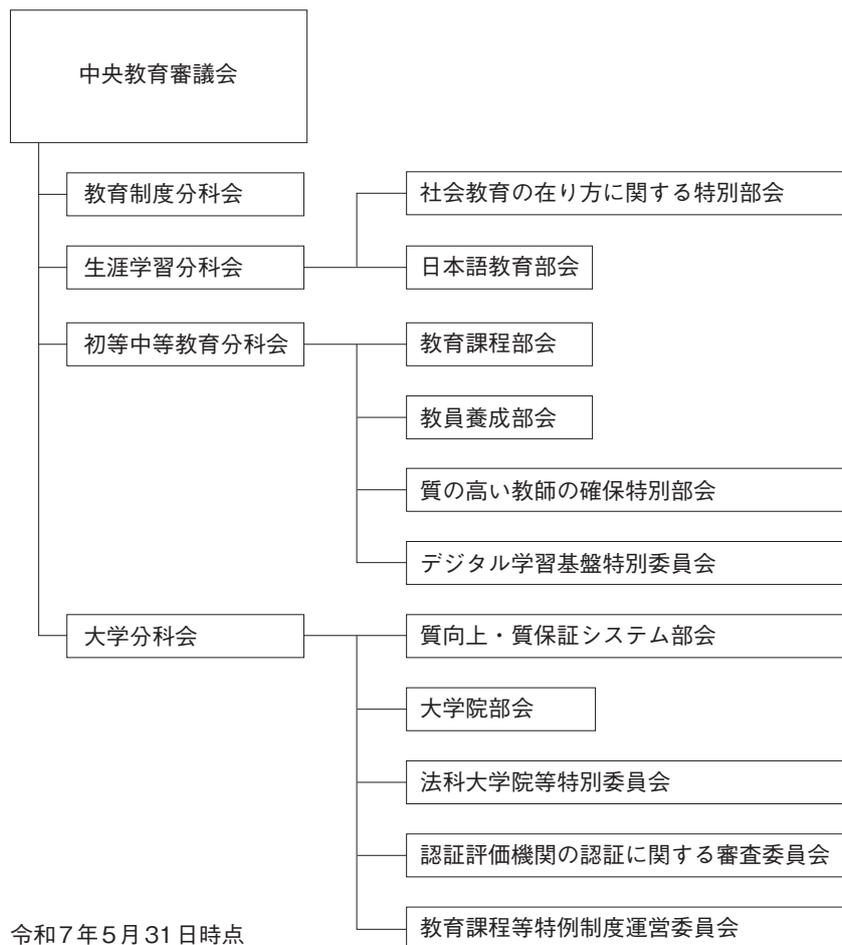
加えて、国立の研究機関である国立教育政策研究所においては、教育政策に関する総合的な研究が進められています。

第1節 教育政策をめぐる動き

1 中央教育審議会

中央教育審議会は、中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成

審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、平成13年1月に設置されました。文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進等に関する重要事項を調査審議する機関であり、教育政策の推進に当たって重要な役割を果たしています（**図表2-1-1**）。



(1) 最近の主な答申等

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）

令和5年9月の諮問を受け、高等教育の在り方に関する特別部会を設置して審議が行われ、7年2月21日に「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」が取りまとめられました。詳細については特集1を参照してください。

(2) 第13期中央教育審議会

令和7年3月10日、第13期中央教育審議会委員が任命され、新しい審議体制が発足しました。第13期中央教育審議会への主な諮問事項は、以下のとおりです。

①地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について*1

令和6年6月に開催された中央教育審議会総会（以下

「総会」という。）において、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」諮問を行いました。以下の三点を主な内容として、現在、中央教育審議会において専門的な検討が進められています。

- (ア) 社会教育人材を中核とした社会教育の振興方策
- (イ) 社会教育活動の推進方策
- (ウ) 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

②初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について*2

令和6年12月に開催された総会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問を行いました。以下の四点を主な内容として、現在、中央教育審議会において専門的な検討が進められています。

- (ア) 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

*1 参照：第2部第1章第6節

*2 参照：第2部第1章第1節

- (イ) 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方
- (ウ) 各教科等やその目標・内容の在り方
- (エ) 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

策について」諮問を行いました。以下の三点を主な内容として、現在、中央教育審議会において専門的な検討が進められています。

③多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について*3

(ア) 社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方

令和6年12月に開催された総会において、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方

(イ) 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

(ウ) 多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方

第2節 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき策定される政府の教育に関する総合的な計画です。令和4年2月の諮問を受け、教育振興基本計画部会を設置して審議が行われ、5年3月8日に「次期教育振興基本計画について（答

申）」が取りまとめられました。5年6月16日には、「第4期教育振興基本計画」（以下「第4期計画」という。）が閣議決定されました（**図表2-1-2**）。

図表2-1-2 「第4期教育振興基本計画」の概要

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）		令和5年6月16日 閣議決定
我が国の教育をめぐる現状・課題・展望		
<p>教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）</p> <p>▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う</p> <p>【社会の現状や変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・子ども基本法 等 		
第3期計画期間中の成果		第3期計画期間中の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等
計画のコンセプト		
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成		日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上
<ul style="list-style-type: none"> ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要 ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成 		<ul style="list-style-type: none"> ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得の幸福のバランスを重視 ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信 <p>※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。</p>
今後の教育政策に関する基本的な方針		
①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じた高度人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進 ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 <p>人生100年時代に複雑化する生涯にわたって学び続ける学習者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化 ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる
④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進		
DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進	GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進	教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話		
学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保	NPO・企業等多様な担い手との連携、協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保	各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

*3 参照：第2部第2章第12節

1 我が国における今後の教育政策の方向性

第4期計画では、まず我が国の教育をめぐる現状・課題・展望において教育基本法に規定する教育の目的や目標を教育の普遍的な使命として掲げるとともに、「第3期教育振興基本計画」期間中の取組の成果と課題、社会の現状や変化への対応と今後の展望を述べています。その上で、計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の二つを掲げ、その下に五つの基本的な方針として「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」、「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」、「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」、「計画の実効性確保のための基盤整備・対話」を示しています。

2 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

今後5年間の教育政策の目標と基本施策では、上述した五つの基本的な方針に沿って、令和5年度から9年度までの5年間における教育政策の16の目標、基本施策、指標を示しています。

また、地方公共団体においては、各地域の実情を踏まえ、特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことの重要性についても述べています。

文部科学省としては、第4期計画の解説動画の公開やリーフレットの作成・発信等の広報活動を実施し、地方公共団体における計画の策定や実行に向けた取組を支援する等、本計画の実効性の確保に努めるとともに、本計画を踏まえて引き続き教育政策を推進していきます（**図表2-1-3**）。

図表2-1-3 「第4期教育振興基本計画」周知広報

教育振興基本計画に関する周知・広報の取組

▶ポイント解説動画



▶リーフレット



文部科学省



第3節 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、幼児教育から初等中等教育、高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたり、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証等、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究の国内実施機関としての役割を担っているほか、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査における調査問題や解説資料、報告書の作成、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供等、幅広い活動を展開しています。

1 政策課題に対応した調査研究

教育に関する重要な政策課題に対応するため、外部の研

究者や行政担当者等が幅広く参画するプロジェクト研究を行っています。研究期間はおおむね2から4年間です。

令和6年度は、「個に応じた学習指導のための教育データ利活用の基盤形成に関する調査研究」、「不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題と学校風土等との関連及び効果的な取組等に関する調査研究—地域との中・長期的な連携を生かして—」の二つの研究を開始しました（図表2-1-4）。

また、「[全国学生調査]の効果的な活用方法に関する調査研究」や「[データ駆動型教育]の課題と実現可能性に関する調査研究」等の六つの研究を引き続き行い、そのうち令和7年3月に研究期間が終了した「教育分野の公務労働に関する調査研究」、「新たな学びの実現に向けた教育課程の在り方に関する研究」の二つの研究について報告書を作成しました。

図表2-1-4 令和6年度プロジェクト研究一覧

研究課題名	研究期間	研究代表者
教育分野の公務労働に関する調査研究	令和4年度～令和6年度	教育政策・評価研究部長
新たな学びの実現に向けた教育課程の在り方に関する研究	令和4年度～令和6年度	教育課程研究センター長
「データ駆動型教育」の課題と実現可能性に関する調査研究	令和5年度～令和7年度	初等中等教育研究部長
「全国学生調査」の効果的な活用方法に関する調査研究	令和5年度～令和7年度	高等教育研究部長
幼小接続期における教育の質の基盤形成に関する研究	令和5年度～令和7年度	幼児教育研究センター副センター長
老朽化した学校施設の計画的かつ効率的な再生・活用に関する調査研究	令和5年度～令和7年度	文教施設研究センター長
個に応じた学習指導のための教育データ利活用の基盤形成に関する調査研究	令和6年度～令和8年度	教育データサイエンスセンター長
不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題と学校風土等との関連及び効果的な取組等に関する調査研究—地域との中・長期的な連携を生かして—	令和6年度～令和9年度	生徒指導・進路指導研究センター副センター長

2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

令和6年度は、児童生徒の学力や学習状況を把握するための「全国学力・学習状況調査」*4における教科に関する調査の問題を作成しました。また、調査結果の分析を行い、教育委員会、学校等の指導の改善・充実に資するよう、問題ごとに出題の趣旨、学習指導要領における内容、評価の観点、解答類型等を記述した「解説資料」*5と、設問ごとの分析結果や課題、指導の改善・充実に図る際のポイント及び授業アイディア例を一体的に示した「報告書」*6を作成しました。さらに、教育委員会等を対象としたオンライン形式による説明会を開催するとともに、教育委員会が主催する研修会等において、学力調査官等による指導・助言を行いました。

また、学習指導要領の実施状況を把握し、次期改訂に必要な資料を得るため、令和4年度の小学校、5年度の中学校に引き続き、6年度は高等学校を対象とした学習指導要領実施状況調査を実施するとともに、小学校調査の結果のポイントについては、6年12月の中央教育審議会の諮問の参考資料として提出しました。さらに、教育課程実践検証協力校事業において、学習指導上の様々な実践を客観的に検証すること等により、教育課程の基準の改善充実に必要となる情報の収集等を行っています。

加えて、いじめや不登校、キャリア教育、幼児教育、社会教育、学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

教育データサイエンスセンターでは、国の教育分野の調

*4 参照：第2部第2章第1節

*5 参照：<https://www.nier.go.jp/24chousa/24chousa.htm>

*6 参照：<https://www.nier.go.jp/24chousakekkahoukoku/>

査データや研究成果・事例を集約する「公教育データ・プラットフォーム」を運用しています。また、教育委員会の担当職員を対象とした教育データ活用力向上のための入門講座（動画）を公開しています。

ムズ)」等の国際的な比較研究に日本代表機関として参画し、これらの問題や質問票の作成、調査の実施、結果の分析等を担当しています。

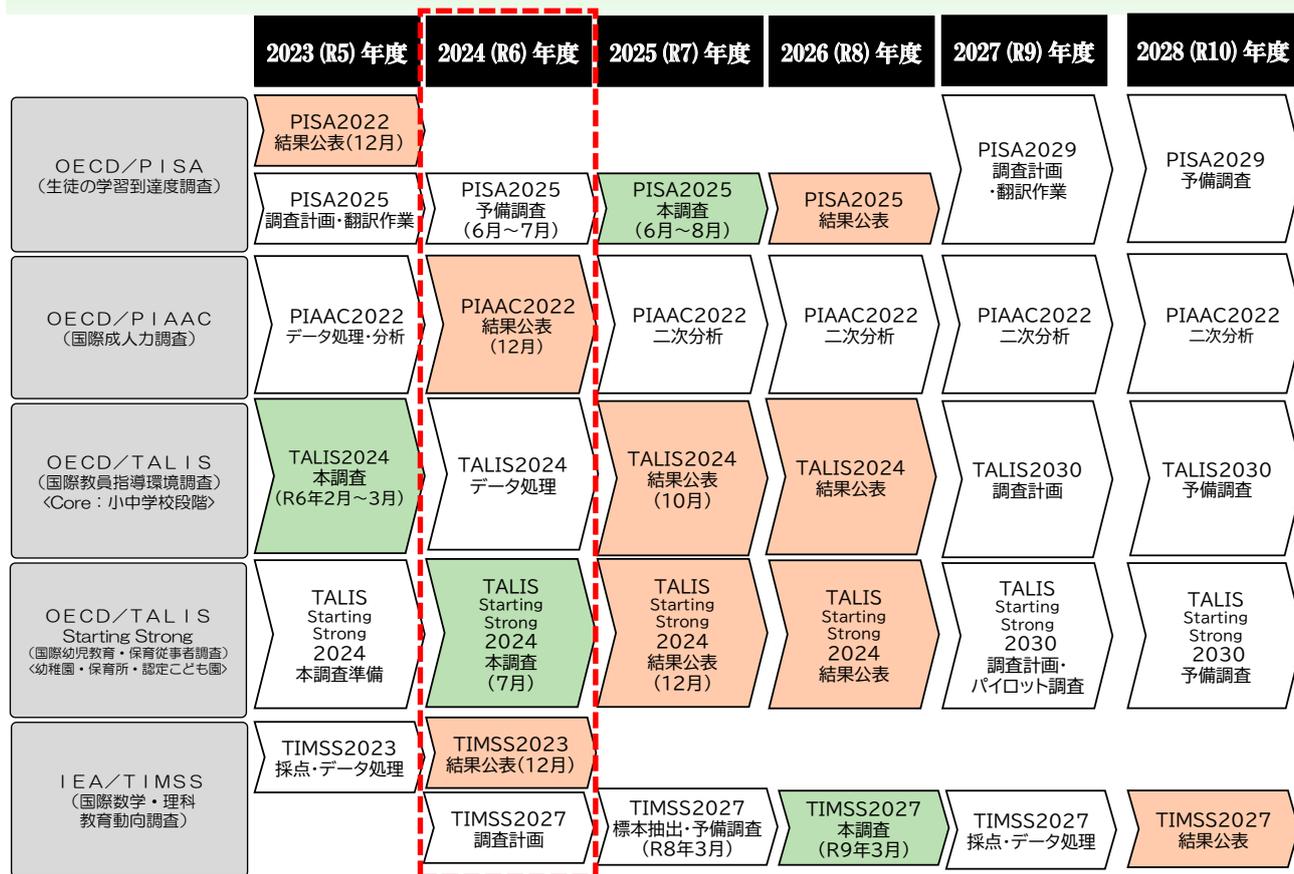
2024（令和6）年度は、TALIS Starting Strongの本調査とPISAの予備調査を実施するとともに、TIMSS及びPIAACの結果を公表しました（図表2-1-5）。TIMSS 2023^{*7}は、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末等を活用し、ほぼ全ての調査をコンピュータ使用型で実施しました。日本の結果は、平均得点は、小・中学生いずれも、算数・数学、理科ともに、引き続き高い水準を維持しました。PIAAC2022の日本の結果は、「読解力」及び「数的思考力」の平均得点は、参加国中第2位、「状況の変化に応じた問題解決能力」は、参加国中第1位相当でした。

3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際成人力調査（PIAAC：ピアック）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」、「国際幼児教育・保育従事者調査（TALIS Starting Strong：タリス スターティング ストロング）」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティ

図表2-1-5 主な国際共同研究のスケジュール（予定）

主な国際共同研究のスケジュール(予定)



*7 参照：第2章 図表2-2-3

4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書等は、国立教育政策研究所のウェブサイト*⁸や同研究所の教育図書館等で広く公開しています。また、シンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会等を通じて、教育関係者に対して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

令和6年度は、教育データの利活用に関する研究と実践のサイクルを紹介し、AI時代における今後の教育データ

利活用の可能性について議論することで、データ駆動型教育の推進に資することを目的とした教育研究公開シンポジウムを開催しました。

また、コロナ禍を乗り越え、学校施設という子どもたちが集い、学ぶ場である実空間の価値が諸外国ではどう捉え直されたのかについて、諸外国における最新の学校施設整備の動向も交えて議論することを通じ、新しい時代の学びを支える学校施設の在り方について考える国際シンポジウムを開催しました。

第4節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

「人生100年時代」、「超スマート社会（Society 5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、精神的な豊かさから幸福や生きがいをつめるウェルビーイングを目指すためには、生涯学習の重要性は一層高まっています。文部科学省では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項については、中央教育審議会に生涯学習分科会を置いて審議を行っています。第12期中央教育審議会生涯学習分科会においては、リカレント教育の推進、社会教育人材の養成・活躍の在り方を中心に、生涯学習・社会教育の振興方策を具体化するための議論を行いました。また、生涯学習分科会の下に社会教育の在り方に関する特別部会、日本語教育部会を設け、地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策や我が国における外国人に対する日本語教育の推進について専門的な議論を行っています。

1 社会人の学びの推進

(1) 社会人の学び直し（リカレント教育）の充実

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能を身に付けることが必要です。また、出産や子育て等女性のライフステージに対応した活躍支援や、若者の活躍促進に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による産業構造の変化等に対応する観点からも、社会人の学び直し（リカレント教育*⁹）の推進がより

一層重要となっています。令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」においては、産学官連携を通じた地域のリ・スキリング*⁹プラットフォームの構築や産学協働体制によるリ・スキリングプログラムの開発の推進が求められています。

一方、学ぶための時間がない、費用がかかる、社会人や企業のニーズに合った実践的なプログラムが少ない及び講座等の情報が得にくい等の理由から、大学等での社会人の学びが進まない状況が続いてきました。

このことを踏まえ、文部科学省では、大学・専門学校等を活用した社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充や、リカレント教育を支える専門人材の育成に取り組んでいます。

具体的には、地域の人材ニーズを把握し、大学等のプログラムとのマッチングを行うとともに、経営者等へのリカレント教育プログラムの開発や企業側における環境整備の促進を図る「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」や、高等教育機関ならではのリカレント教育モデルの確立に向け、産業界の人材育成課題やニーズ、大学等の教育資源を整理した上で、具体のプログラム開発のための分析・ヒアリング等を実施する「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業」、デザイン思考・アート思考の養成、分野横断型の学修を経て、創造的な発想をビジネスにつなぐ教育プログラムの開発及び拠点の形成を行う「大学等における価値創造人材育成拠点の形成事業」に取り組んでいます。また、放送大学における数理・データサイエンス・AI教育に関するコンテンツの制作、専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を

*8 参照：https://www.nier.go.jp

*9 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、「リカレント教育」とは、元来はいつでも学び直しができるシステムという広い意味を持つものであり、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められる能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リ・スキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含む広義の概念とされている。

習得することができるリカレント教育プログラムの作成に取り組む「専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育（リ・スキリング）推進事業」等の事業を実施しています。

さらに、社会人や企業等のニーズに応じた実践的かつ専門的なプログラムのうち優れた取組について文部科学大臣が認定する制度として、大学・短期大学が行う「職業実践力育成プログラム（BP）」（令和7年4月現在で463課程を認定）や専修学校が行う「キャリア形成促進プログラム」（6年12月現在で22課程を認定）の充実を図っています。

加えて、女性の学びとキャリア形成支援を総合的に支援する仕組みづくりや、リカレント教育の講座情報等を提供する総合的なポータルサイト（マナパス）^{*10}の整備等により、社会人が学びやすい環境整備を行っています。

（2）高等教育機関における社会人の学ぶ環境の整備

大学等において多様な学生を受け入れるため、令和元年8月に学校教育法施行規則等の一部改正を行い、単位累積加算制度の利用促進を目的とした履修証明プログラムに係る学修への単位授与や、正規の学位課程のうち体系的に開設された授業科目の学修に対する社会的評価の向上を目的とした学修証明書の交付が可能となりました。加えて、2年6月には、大学院におけるリカレント教育促進を目的とした入学前の既修得単位の認定の柔軟化等の制度改正を行ったほか、4年3月には大学院が開設する履修証明プログラムに係る学修においても単位授与が可能となりました。今後も、関係省庁と連携し、社会人の学びを推進していきます。

2 障害者の生涯を通じた学習の支援

障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するためには、障害のある人が生涯にわたり自らの可能性を追求でき、地域の一員として豊かな人生を送ることができる環境を整えていくことが重要です。

文部科学省では「学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業」として、全国各地で障害者の生涯学習プログラムの開発等に関する実践研究や調査研究を行い、その研究成果の普及に努めています。令和6年度の実践研究事業

では、①都道府県が中心となって域内の市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画するコンソーシアムの形成を支援する事業や、②民間団体と市区町村が組織的に連携して特色ある生涯学習プログラムを開発・実施する事業、③大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデルの構築を目指す事業を行いました。加えて、上記の各事業など、新たに障害者の生涯学習の取組の実施を検討する自治体等を支援するため、有識者等によるアドバイザー派遣等を実施しています。また、障害者の生涯学習の全国的な推進に向けて、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国17か所において開催し、障害者本人による学びの成果発表や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行いました。同年10月には、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現に向けた啓発として、「特定非営利法人（以下「NPO法人」とする。）ピープルデザイン研究所」との共催により、「超福祉の学校@SHIBUYA～障害の有無をこえて、共に学び、創るフォーラム～」を開催しました。また、障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動に対してその功績をたたえる文部科学大臣表彰では、同年12月に表彰式と事例発表を行い、被表彰者48件を掲載した事例集を作成しました。

そのほか、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称読書バリアフリー法）第7条の規定に基づき策定している、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）について、障害当事者・図書館・出版関係団体等で構成された関係者協議会における議論やパブリックコメントを経て、令和7年3月に基本計画（第二期）を決定しました。

3 専修学校教育の振興

専修学校は、昭和50年の学校教育法の改正において「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする教育施設であるとされ、制度が創設されました（図表2-1-6）。多様な分野において、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、専門職業人を養成しており、令和6年5月現在で2,997校が設置され、60万9,875人の生徒が学んでいます。

* 10 参照：<https://manapass.jp/>

図表2-1-6 専門学校等の目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。(学校教育法第124条)		
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800単位時間以上、常時40人以上の在学学生等		
課程	高等課程(高等専修学校) 入学資格：中学校卒以上	専門課程(専門学校) 入学資格：高校・高等専修学校(3年制)卒以上	一般課程 入学資格：限定なし(学歴不問)

専修学校は、入学資格の違いによって、高等学校卒業程度を入学資格とする「専門課程」(専門学校)、中学校卒業程度を入学資格とする「高等課程」(高等専修学校)、入学資格を問わない「一般課程」の三つの課程があります。一定の基準を満たし、文部科学大臣の指定を受けた高等課程又は専門課程を修了すれば、それぞれ大学入学資格又は大学院入学資格が得られます。また、修業年限が2年以上、総授業時数が1,700単位時間以上等の要件を、又は修業年限が4年以上、総授業時数が3,400単位時間以上等の要件を満たしている課程であって、文部科学大臣が認定した課程の修了者にはそれぞれ「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与されます。

平成24年度からは単位制及び通信制の教育を可能とするとともに、26年度には企業等との連携によって実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を「職業実践専門課程」として認定(令和7年3月現在で1,123校3,212学科)する制度を創設しました。また、経済界や教育界からの要望等を踏まえ、令和5年度からは職業実践専門課程の認定学科のうち、在籍者中の外国人留学生の割合や就職率等の一定の要件を満たす学科を「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」として認定(7年3月現在で229校595学科)する制度を創設しました。当該認定を受けた学科を修了・卒業後に国内で就職する留学生は、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の決定の際、専攻科目と従事しようとする業務との関連性の判断が柔軟に行われることとされるとともに、そのうち高度専門士の称号を付与された者を在留資格「特定活動」の対象に加えられることとしました。

専修学校における教育費の負担軽減については、高等課程は、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の支給対象とされています。また、専門課程は、令和2年度から施行された高等教育の修学支援新制度の対象となっており、一定の要件を満たすことの確認を受けた専修学校(専門課程)の一定の要件を満たす生徒については本制度の支

援対象となります。

グローバル化の進展や産業の高度化・複雑化が進展していく中、専修学校は、その柔軟な特性を生かし、実践的な職業人の育成に努めるとともに、社会人の学び直しの推進にも更に貢献していくことが期待されています。人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術等を修得する職業教育の重要性が高まる中で、専門学校に求められる役割もより一層大きくなっています。こうした中で、専門学校の教育の質の保証・向上を図り、高等教育段階の職業教育機関としての位置づけを明確化することを目的とする「学校教育法の一部を改正する法律案」が令和6年6月7日に成立しました(8年4月1日施行)。

本改正では、専門学校において、より専門的、実践的な教育等を受けることができるよう、専門学校に専攻科を設置できるようにするとともに、入学資格の見直し等により専門学校の高等教育段階の職業教育機関としての位置づけの明確化を図ることとしています。さらに、「専門士」の称号に係る法律上の規定の創設による専門学校卒業者の社会的評価の向上や、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け及び外部の識見を有する者による評価(第三者評価)の努力義務化による専門学校の教育の質の保証・向上を図ることとしています(図表2-1-7)。

高等専修学校に対しては、令和6年度補正予算で、ICTを活用した理系教育プログラムの開発・実施に必要な環境整備を行うための経費を補助するとともに、7年度より、私立専修学校高等課程における特別の支援を要する生徒や不登校の生徒への支援のために追加的に必要となる経費に対する都道府県補助について、特別交付税措置を講じます。

このほか、様々な予算事業等による支援等を通じて、専修学校教育の更なる充実及び魅力の向上を図っていきます。

学校教育法の一部を改正する法律案の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における学修の支援に関する法律に基づく学修支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は**専門士と称**することができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付け**るとともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

4 多様な学習機会の提供

(1) 放送大学の充実・整備

放送大学は、いつでもどこでも学ぶことができるよう、BS放送（テレビ・ラジオ）やインターネットの活用等により、大学教育の機会を幅広く提供しています。また、全国に「学習センター」等を設置して学生の学習活動を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しています。令和6年度第2学期現在で学部・大学院を合わせて約8.4万人が在籍しており、これまでに延べ190万人以上の学生が学び、14万人を超える卒業生を送り出してきました。放送大学の学生は職業・年齢も多様であり、学生の有職率は約7割です。心身に障害がある学生も800人以上在籍しており、字幕放送や印刷教材テキストデータの提供等を通じて障害者が学びやすい環境を整えているほか、知的障害のある人やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成に向けた検討も行っています。

放送大学は、学部・大学院を合わせて400を超える授業科目を開設しており、学生は各自の学習目的に合わせて授業科目を選択することができ、1科目から学ぶこともで

きます。また、特定分野の履修証明制度による多様な学習需要への対応や、Web単位認定試験の実施等による利便性の高い学習環境の整備を行っています。加えて、デジタル社会で必要とされる数理・データサイエンス・AIに関するインターネット配信公開講座の配信や、社会的に関心の高い様々なテーマの番組放送等を行うことで、人生100年時代を見据えた生涯にわたる学習の一層の充実に取り組んでいます。

(2) 大学、専修学校等における学習機会の提供

大学や専修学校等は、前述のように社会人を含む様々な学生等を受け入れているほか、公開講座やセミナー等を通じて地域の人々に多様な学習機会を提供する役割を担っています。

(3) 社会教育施設等における学習機会の提供

公民館（公民館類似施設含む。）は、地域住民にとって身近な学習拠点であり、令和3年度社会教育調査によると、全国で約23万9,000講座が開設され、約389万7,000人が教養や体育・レクリエーション、家庭教育、職業知

識・技能等の学習活動に参加しています。

また、図書館や博物館、生涯学習センター、青少年教育施設、女性教育施設においても施設の特色を生かした様々な学習機会が提供されており、国民一人一人の生涯を通して学びを支援しています。

(4) 社会通信教育、民間教育事業者等との連携

文部科学省は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを認定し、その普及・奨励を図っています。令和7年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は22団体101課程であり、6年における1年間の延べ受講者数は約4.4万人となっています。また、優れた民間教育事業への後援や表彰等、民間教育団体の取組の活性化を図っています。

5 学習成果の評価・活用

(1) 学校外における学修の単位認定

高等学校では、生徒の能力・適性、興味・関心などが多様化している実態を考慮し、選択の幅を広げる観点から、生徒の在学する高等学校での学習の成果に加えて、①大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修、②知識・技能審査の成果に関する学修、③ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）等、④高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修等、在学する高等学校以外の場における学修の成果について、各高等学校の判断によって学校の科目の履修とみなし、単位を与えることが可能となっています。令和3年度は、①大学、高等専門学校、専修学校などにおける学修については266校、②知識・技能審査の成果に関する学修については1,014校、③ボランティア活動、就業体験活動（インターンシップ）等については371校、④高等学校卒業程度認定試験の合格科目に関する学修については305校が単位認定を行っています。

また、大学等（大学、高等専門学校、専門学校）は、教育内容の充実に資するため、大学等における教育に相当する学修など大学等以外の教育施設等における学修について、当該大学等における単位として認定できることとされており、令和3年度は535大学（全体の71.1%）がこれを活用しています。

(2) 高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していない者等に対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する試験です。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されます。令和6年度における延べ出願者数は1万7,629人、受験者数は1万5,585人、合格者数

は7,748人となっています。出願者のうち約半数となる47.7%を高等学校中途退学者が占めており、本試験が中途退学者等の再挑戦の機会となっていることが分かります。試験合格者のおよそ半数は大学等に進学していますが、この試験は、就職等の機会に学力を証明する手段としても活用されています。文部科学省では、採用試験や採用後の処遇において高等学校の卒業者と同等に扱われるよう、文部科学省ウェブサイトやパンフレット、ポスターの配布等によって制度の周知に努めています。

(3) 大学改革支援・学位授与機構による学位授与

大学改革支援・学位授与機構は、大学・大学院の正規の課程を修了してはいないものの、大学・大学院を卒業又は修了した者と同等以上の学力を有すると認められる者に対して、高等教育段階の様々な学修成果を評価し、学位を授与しています。平成27年度からは、大学と同等の教育課程において学修指導が行われていると同機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対して学位（学士）を授与する新たな制度を設けました。令和6年度末までに、①短期大学、高等専門学校卒業生などが大学、専攻科において更に一定の学修を行った場合に当たる者として延べ6万8,728人に、②同機構が認定する教育施設（省庁大学校）の課程の修了者に当たる者として延べ3万7,088人に、学位を授与しています。

(4) 検定試験の質の向上、学習履歴のデジタル化等

民間の団体（検定事業者）が、受検者の学習成果を測るために行う検定試験は、法令等に基づくものではありませんが、全国で実施され多数の受検者が参加するものや、専門的な知識・技能を測るために特定の受検者を対象に実施されるもの、各地域における文化活動や観光産業等の活性化を目的としたものなど様々な規模・内容で実施されています。こうした検定試験によって測られる学習成果が適切に評価され、学校や職場、地域社会などで生かされるためには、検定試験の質の向上と信頼性の確保が重要です。

文部科学省は、検定試験に関する評価や情報公開の取組を促進するため、平成29年10月に「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を取りまとめました。ガイドラインでは、検定試験の評価手法、評価の視点や内容、情報公開が望まれる項目などが検定事業者の自主的な取組の目安として示されています。

また、本ガイドラインを踏まえた自己評価や第三者評価の普及・定着を促進するための第三者評価に関する調査研究を実施し、これを受け、検定試験の自己評価の実施を前提としてNPO法人全国検定振興機構において、検定試験の第三者評価が行われています。今後も、検定試験の質保証の取組について、関係団体とも連携しつつ、普及してい

きます。

さらに、学習履歴のデジタル化については、デジタルバッジ等の活用により、自己のスキルの可視化、就職活動への活用、人的ネットワークの構築の可能性などを有し、学び直しの意欲を高めると考えられます。デジタルバッジを活用した生涯学習の学習履歴の活用に関する調査研究を実施し、令和5年度においてはモデル自治体等における取

組をまとめた手引書の作成や、国内の地方公共団体や教育機関の活用を支援する取組を行いました。6年度においては、社会教育主事養成課程又は社会教育主事講習を修了した者に対してデジタルバッジの発行に関して意向調査・分析を行いました。今後も、生涯学習分野における学習履歴活用の普及や、学習成果に基づくネットワーク構築の検討に取り組んでいきます。

第5節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

1 少子化対策

我が国の深刻な課題である少子化問題に関し、政府は次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法等を踏まえ対策を推進しています。文部科学省では、①教育の無償化・負担軽減、②認定こども園の設置・移行支援や幼稚園等における預かり保育・子育て支援の充実、③地域住民等の参画によるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）^{*11}と地域学校協働活動^{*12}の一体的推進、④保護者に対する学習機会の提供などによる家庭教育支援といった地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備等に取り組んでいます。

特に①については、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴う税収の増加分を活用し、幼児教育・保育の無償化を同年10月から、高等教育の修学支援新制度を2年4月から、それぞれ実施しています。

また、我が国のこども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化の傾向を反転させるため、令和5年4月から内閣総理大臣を議長とするこども未来戦略会議において議論が行われ、同年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されました。少子化対策において、教育の果たす役割は非常に重要であることから、本戦略には高等教育費の負担軽減等の教育に関する内容が盛り込まれています。本戦略に基づき、7年度からは、多子世帯の学生等については、所得制限なく、国が定める一定の額まで授業料・入学金が無償となります。さらに、内閣総理大臣からの諮問に基づき、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論が進められ、「こども未来戦略」と同日に、少子化対策を含むこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」も閣議決定されました。文部科学省としては、これらを踏まえ、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携・協力しながら必要な取組を進めていきます。

2 意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要となります。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されています。文部科学省では、高齢社会への対応に資する取組を推進するため、地域の多様な主体の対話・協議による学びを通じた課題解決や活性化が持続的に行われるための方策や、高齢者の社会参画促進のためのノウハウなどについて、普及・啓発に努めています。

3 人権教育の推進

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。学校教育については、学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及等によって、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援しています。社会教育については、社会教育主事の養成講習において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促しています。

また、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）等を踏まえ、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、文部科学省に「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人

* 11 保護者・地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会を設置した学校（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第47条の5）のこと。

* 12 幅広い地域住民等の参画を得て、学校と地域が連携・協働して行う学校内外の活動（社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7）のこと。

権教育推進検討チーム」を設置し、有識者からの意見聴取や現地視察等を行いつつハンセン病に対する偏見・差別の解消に向けた取組に関する検討を行っています。さらに、厚生労働省において開催された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」で出された提言を踏まえ、厚生労働省、法務省、文部科学省と統一交渉団等による実務者協議を開催して議論を行っており、引き続き関係省庁とも連携しながら、取組の一層の充実を図っていきます。

さらに、令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、政府において「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を策定したところであり、文部科学省としても関係省庁と連携して取組を進めていきます。

4 男女共同参画社会の形成に向けた取組

男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題であり、男女共同参画社会基本法や「男女共同参画基本計画」等に基づき、政府において総合的かつ計画的な取組を進めています。文部科学省は、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）に示された施策等に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

(1) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

学校教育については、小・中・高等学校において、児童生徒の発達の段階に応じて男女の平等や相互の理解と協力について適切に指導が行われるとともに、男女が共に各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力と態度を身に付けられるような進路指導が行われるよう努めています。

また、教育委員会や学校等に対し、学校現場において男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育を推進するための授業等で活用できる教材、指導の手引き及び保護者向けの啓発資料や、初任者研修や校内研修等において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭するための教員研修プログラムの活用を促しています。

社会教育については、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会の充実を図っています。令和2年度から開始した「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」では、多様な年代の女性の社会参画を支援するため、大学や企業、女性教育関係団体等が連携し、キャリアアップ・

キャリアチェンジ等に向けた学習プログラムの提供等、女性のチャレンジを総合的に支援するモデルを構築するなどの取組を行いました。

(2) 国立女性教育会館における活動

国立女性教育会館（NWEC：ヌエック）は、「研修」、「調査研究」、「広報・情報発信」、「国際貢献」の四つの機能を有機的に連携させつつ各事業を展開し、男女平等意識の涵養や女性問題解決に資する教育を進めています。

令和6年度には、女性団体、男女共同参画センター、地方公共団体、初等中等教育機関及び教育委員会、大学等の高等教育機関、企業等に対し、それぞれの分野における男女共同参画推進リーダー等を対象としたオンライン及び集合研修を実施するとともに、これらの機関や組織間のネットワーク形成を支援しました。また、引き続き同会館主催研修の一部にeラーニングを取り入れるとともに、あわせて、これまでに実施した研修やセミナーの様子をウェブサイトで配信しています。

さらに、研修プログラムの開発・実施の土台となる専門情報の収集・提供の充実を図るため、施設内の女性教育情報センターや女性情報ポータルサイトWinet、広報媒体（メールマガジン、SNS等）等において企業や大学等の男女共同参画の取組に資する情報収集・発信を重点的に行いました。

これらに加え、女性の人権やエンパワーメントに係る課題について理解を深める国際貢献の取組として、「ジェンダー平等とケア」をテーマとした「NWECグローバルセミナー」や人身取引、ジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマにした国際研修を実施しました。また、毎年11月に実施されている「女性に対する暴力をなくす運動」期間において敷地内研修施設のパープル・ライトアップを実施し、女性に対する暴力の防止をアピールしました。

5 性犯罪・性暴力対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

政府においては、令和2年6月11日に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」、5年3月30日に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、6年4月25日に「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」を取りまとめました。文部科学省では、子供を性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推

進や、学校等で相談を受ける体制の強化、児童生徒等に対して性暴力等を行った教育職員等の厳正な処分^{*13}等に取り組んでいます。

「生命（いのち）の安全教育」については、令和3年4月に、幼児期・小学校・中学校・高校と、それぞれの子供の発達段階に応じて各学校等の授業等で活用可能な教材や指導の手引き、大学生・一般向けの啓発資料等を公表^{*14}しました。また教員向け研修動画及び児童生徒向け動画教材の活用等や「生徒指導提要（改訂版）」（4年12月）において、性犯罪・性暴力に関する課題未然防止教育として、「生命（いのち）の安全教育」の実施を位置づけていること等について、様々な機会を通じて周知しています。6年度は、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等において全校実施を目指す取組の支援や、幼児児童生徒の発達段階に応じ、学校等の指導・啓発の参考となるよう動画コンテンツを作成しました。また、「生命（いのち）の安全教育」の理解促進を図り、取組の普及を図るためのウェブセミナーを開催するなど、「生命（いのち）の安全教育」の推進に取り組みました。

6 児童虐待の防止

児童虐待の防止については、政府全体で様々な施策の推進を図っていますが、痛ましい事件はあとを絶ちません。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数が令和5年度には22万5,509件となるなど、児童虐待は依然として社会全体で早急に取り組むべき課題です。

児童虐待の未然防止や、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童生徒の支援については、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携する必要があります。文部科学省はこれまで、学校教育関係者や社会教育関係者に対する児童相談所への通告義務や関係機関との連携等を図る上での留意点等の周知、教職員の対応スキルの向上を図るための研修教材の作成・配布などを行ってきたほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した学校における教育相談体制の整備、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援に関する取組の充実に取り組んでいます。

また、平成30年3月に東京都目黒区で発生した女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、同年6月には「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）が開催され、同年7月に「児童虐

待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられました。31年1月には、千葉県野田市において児童虐待が疑われる小学校4年生の死亡事案が発生したことを受け、同年2月、関係閣僚会議において「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（以下「更なる徹底・強化」という。）が決定され、同年3月には、児童虐待防止対策のための制度改正や「緊急総合対策」「更なる徹底・強化」等のこれまでの取組の実施について改めて徹底するため、関係閣僚会議において「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（以下「抜本的強化」という。）が決定されました。

文部科学省としても、本事案における課題をしっかりと検証した上で、関係機関とも連携しつつ、再発防止策を講ずるため、文部科学副大臣を主査とする「千葉県野田市における小学4年生死亡事案に関するタスクフォース」を開催し、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関間の連携に関する新たなルールを各都道府県教育委員会等に通知したほか、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、公表しました。さらに、厚生労働省及び文部科学省が連携して関係閣僚会議決定に基づく取組を実施するため、両省副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを開催し、同年6月に検証に関する中間取りまとめを行いました。

加えて、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が令和元年6月に公布されたことを受け、文部科学省から各都道府県教育委員会等に通知を發出し、改正法の内容や児童虐待防止対策に係る対応について周知を図ったほか、抜本的強化を受け、2年1月には、具体的な虐待対応のケースを取り上げ、必要な対応のポイントや関係法令を解説した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、公表しました。さらに、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、元年8月には、抜本的強化を踏まえ、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を取りまとめた「児童虐待への対応のポイント」（6年10月改訂）を作成し、関係者に周知しました（**図表2-1-8**）。

* 13 参照：第2部第2章第12節 ①（3）

* 14 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



また、一部規定を除き、令和6年4月から施行された児童福祉法等の一部を改正する法律により、妊産婦・子育て世帯・子どもに対して母子保健と児童福祉が一体となって包括的な支援を行う「子ども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、保育所や学校など地域の関係機関と連携した支援が一層強化されることとされました。要保護児童対策地域協議会や児童相談所において児童虐待相談として扱われている家庭の児童生徒については、子ども家庭庁「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（令和5年8月4日付けこ成保123号、こ支虐117号）に基づき、市町村や児童相談所から学校等への依頼に応じた定期的な情報提供が円滑になされるよう、文部科学省としても連携して、本通知における「気づきのポイント情報提供ツール」（「虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（要支援児童等）の様子や状況例」等）を各教育委員会を通じて全国の学校に周知してきました。

さらに令和4年12月には、いわゆる「宗教二世」の方々からの相談を含め、宗教に関する相談に対して、児童相談所等の虐待対応の現場において適切に対応できるよう厚生労働省^{*15}が児童虐待に当たる事例や児童相談所等が対応に当たった留意点等を整理したQ&Aを作成しました。これを受けて、文部科学省においても学校において、宗教に関することのみを理由として消極的な対応をすることがなくQ&Aを活用して必要な支援を行うように周知しました。

加えて、令和6年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、全国の家庭・学校・地域の関係者や子供たちに向けて児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行いました。

文部科学省としては、引き続き、①専門スタッフの配置等による学校・教育委員会の体制強化、②学校・教育委員会と児童相談所、警察等の関係機関との連携強化等の子供たちを守り通すための取組を一層強化するとともに、③地域全体で子供たちを見守り育てるための取組を推進していきます。

* 15 現在は、子ども家庭庁に移管

7 こどもの貧困対策の推進

平成26年1月の子どもの貧困対策の推進に関する法律施行以降、政府としては、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。

令和5年12月には「子ども基本法」に基づき政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が策定されました。こども大綱においては、こどもの貧困を解消し、貧困による様々な困難をこどもたちが強いられないような社会を作るために、教育の支援や経済的支援を進めるほか、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進すること等が盛り込まれています。

また、令和6年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

文部科学省としては、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、高等教育の修学支援新制度等により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化、こどもが安心して多様な体験・遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組の促進等に引き続き取り組んでいきます。

8 主権者教育の推進

平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました。これにより、未来の日本の在り方を決める政治に、より多くの世代の声を反映することが可能となりました。一方で、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要となっています。

文部科学省では、単に政治の仕組みについての必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進しています。

具体的には、現行の小・中・高等学校の学習指導要領において、関連する教科等における主権者教育の充実を図っ

ています。特に、高等学校では、新設科目の「公共」において、現代社会の諸課題を捉え、その解決に向けて、社会に参画する主体として自立することや他者と協働してよりよい社会を形成することについて、考察し、選択・判断する力を育むこととしています。

また、学校における指導の充実に資するよう、各教育委員会の指導主事等を対象とした会議等の場を通じて、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図っているほか、主権者として必要な力の育成に係る教育の一層の充実に資するための実践研究、総務省と連携した政治や選挙等に関する副教材等の全国の高等学校等への配布、小・中学校向け主権者教育指導資料の公表等の取組を行っています。

大学等についても、「住民票の異動及び投票方法に係る周知啓発等について（依頼）」（令和6年2月5日付け 高等教育局長通知）を通じ、進学や就職等で引っ越しをした場合における住民票の異動と投票方法、キャンパス内での期日前投票所の設置や移動期日前投票所の取組に係る周知を行いました。

9 消費者教育の推進

消費者をめぐる問題が複雑化・高度化する中、消費者被害防止の観点だけでなく、様々な情報の中から必要なものを取捨選択し、適切な意思決定や消費行動を選択し、意見を表明し行動することができる自立した消費者を育成する教育が重要です。

文部科学省では、消費者教育の推進に関する法律及びこれに基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定、令和5年3月28日変更）並びに「消費者基本計画」（7年3月18日閣議決定）を踏まえ、学校教育や社会教育における消費者教育を推進しています。

また、平成30年6月、成年年齢を引き下げる民法の一部を改正する法律が成立（令和4年4月1日施行）し、若年者に対する消費者教育の更なる充実が求められています。

そのため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係4省庁において、平成30年度から3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（30年2月若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定、同年7月改定）を決定し、本プログラムに基づき、若年者に対する消費者教育の推進を図ってきました。令和4年度からは、「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」（4年3月若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定）に基づき、6年度までの3年間の計画期間の中で、高等学校段階のみな

らず、社会人も含めた若年者への切れ目のない消費者教育へと進展させ、消費者被害の状況等も踏まえつつ、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携し、若年者への消費者教育に取り組みました。

学校における消費者教育については、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、関連する教科等において学習が行われています。また、各学校の指導の充実に資するよう、都道府県教育委員会等への委託事業等を通じて、好事例の共有を行っています。

あわせて、文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携と協働を促進する場として「消費者教育フェスタ」を開催しています。令和6年度は、埼玉県川口市と熊本県熊本市において、それぞれ「18歳成人に向けた幼少期からの消費者教育」及び「～私たちができることからひとつずつ～地域で実践私たちのエシカル消費」をテーマとして、有識者による基調講演やグループディスカッション、実践者による事例報告などをオンラインと併用して実施しました。さらに、成年年齢の引下げやデジタル化の進展等、消費者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、教育委員会や消費者行政部局、企業、大学、NPO法人、地域の関係者等の地域の多様な主体が連携・協働することにより、実践的で効果的な消費者教育を実施するためのモデルを構築する事業を2団体に委託して行いました。加えて、消費者教育の指導者用啓発資料等について啓発を行っているほか、地域における消費者教育が連携・協働により一層推進されるよう、消費者教育アドバイザーを14回派遣しました。

10 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など地球規模での様々な課題がある中、エネルギーの効率的な利用など環境に対する負荷を軽減し、持続可能な社会を構築するため、国民一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。そのため、我が国は持続可能な開発のための教育（ESD）の提唱国として、環境問題等を含む現代社会における地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え、行動する力を身に付ける教育を推進しています。

また、文部科学省が環境省をはじめとした関係省庁と共管している「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（令和6年5月閣議決定）の変更について閣議決定されました。国民がその発達段階に応じて、あらゆる機会に環境の保全についての理解と関心を深めることができるよ

う、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいます。

学校における環境教育については、これまでも、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科や理科など教科等横断的な学習が行われています。

文部科学省では、環境教育を一層推進するための施策として、環境省との連携・協力により、教師等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する研修等を実施しています。また、「健全育成のための体験活動推進事業」において、児童生徒の健全育成を目的とした自然体験や農山漁村体験等における様々な宿泊体験活動を支援しています。

公立学校施設については、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を関係省庁と連携して推進しています。

さらに、社会教育については、公民館等の社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体等が連携し、環境保全等の地域の課題を解決していくための取組について情報提供するなど、地域の教育力の向上を図っています。

11 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。文部科学省では、子どもの読書活動の推進に関する法律及び第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）（以下「第五次基本計画」という。）を踏まえ、9年度までに①子供の「不読率」（1か月に1冊も本を読まない子供の割合）の減少（小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下）、②市町村における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定率の増加（市にあっては100%、町村にあっては80%以上）を目指して、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、様々な施策を実施しています。

第五次基本計画では、全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるよう①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進を基本的方針とし、社会全体で子どもの読書活動を推進することとしています。文部科学省では、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を踏まえ、学校・図書館・民間団体・民間企業等の様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進しています。

（1）学校における読書活動の推進

①学校における読書活動の推進

子供の読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえない大きな役割を担っています。学校教育法には、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定されています。また、学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することとしています。

小学校、中学校、高等学校の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有によって様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。文部科学省の調査によると、令和元年度末現在、全校一斉の読書活動（いわゆる「朝読」を含む。）を実施している公立学校の割合は、小学校で90.5%（平成27年97.1%）、中学校で85.9%（27年88.5%）、高等学校で39.0%（27年42.7%）となっています。公立図書館との連携を実施している学校も増加しており、各学校において積極的な取組が行われています。

②学校図書館資料の整備・充実

学校図書館には読書活動を推進する「読書センター」、教育課程の展開に寄与する「学習センター」や「情報センター」としての機能が期待されています。

文部科学省では、公立小中学校等における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成等に向けて、令和4年度から8年度までの第六次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

この計画の策定に伴い、公立小中学校等の計画的な学校図書館図書の整備に必要な経費として、新たな図書等の購入に加えて、情報が古くなった図書等の更新を行うため、単年度199億円、5か年総額995億円の地方財政措置が講じられることとなっています。令和元年度末時点で「学校図書館図書標準」を達成している学校の割合は、小学校71.2%、中学校61.1%にとどまっており、文部科学省では、「学校図書館図書標準」の達成に向けて、各教育委員会に対して蔵書の計画的な整備を促しています。

また、第六次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴い、学校図書館に新聞を配備するため、単年度38億円、総額190億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

令和元年度末現在で学校図書館に新聞を配備している学校の割合は、小学校56.9%、中学校56.8%、高等学校

95.1%であり、文部科学省では、各教育委員会に対して学校図書館への新聞の配備を促しています。

③学校図書館の活用を推進するための人的配置の推進

学校図書館法では、12学級以上の学校には学校図書館を活用した教育活動や読書活動の中心的な役割を担う司書教諭を必ず置かなければならないこととしています。文部科学省は、司書教諭の養成のための講習会を実施し有資格者の養成に努めるとともに、司書教諭の配置が促進されるよう周知を図っています。

また、学校図書館活動を充実するためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する学校司書を配置して、司書教諭との連携による多様な読書活動の計画・実施を推進したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりすることが有効です。平成26年6月に議員立法によって学校図書館法が改正され、それまで法律に規定のなかった「学校司書」について、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校に置くよう努めることとされました。学校司書を配置する公立小・中学校の割合は近年一貫して増加しており（令和2年5月現在：小学校69.1%、中学校65.9%）、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることが分かります。こうしたことを踏まえ、公立小・中学校等に学校司書を配置するための経費として、単年度243億円、総額1,215億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

④学校図書館の更なる整備充実に向けて

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」においては、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校

司書の資格の在り方、その養成等の在り方に関する検討が行われ、平成28年10月、「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省では、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成しました。また、学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成し、各教育委員会や大学等に周知を図りました。

（2）地域における読書活動の推進

文部科学省では、第五次基本計画に基づき、「発達段階などに応じた読書活動推進事業」等や子供の読書に関する調査研究の実施、「子ども読書の日」（4月23日）を記念した「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催、優れた読書活動を行っている学校・園・図書館・団体（個人）の文部科学大臣表彰を行っています。文部科学大臣表彰について、令和6年度は、学校・園169・図書館44・団体（個人）50の合計263件を表彰しました。受賞事例については「子ども読書の情報館」を活用した情報提供^{*16}を行っています。また、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めています。読書活動をはじめとする図書館の機能やサービスを一層充実させるため、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文部科学省告示第172号）を定め、子供のための施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実を促しています。

第6節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

1 社会教育の振興

（1）これからの社会教育の在り方

人生100年時代やSociety 5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の

促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。

「第4期教育振興基本計画」では、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える土壌を耕しておくことが求められるとされ、持続的な地域コミュニティの基盤を形成するうえで社会教育の役割はより一層重要になっています。

令和6年6月に取りまとめられた第12期中央教育審議会生涯学習分科会の「議論の整理」では、生涯学習分科会社会教育人材部会において、同年6月に取りまとめられた「社会教育人材の養成及び活躍推進の在り方について（最終まとめ）」も踏まえ、社会教育の連携分野や担い手が多

* 16 参照：<https://www.kodomodokusyo.go.jp/>

様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っていると、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について今後の施策の方向性が示されました。これらの議論を土台とし、同年6月には中央教育審議会において、盛山文部科学大臣（当時）より「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」諮問を行いました。これを受け、生涯学習分科会の下に「社会教育の在り方に関する特別部会」を設置し、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について、審議を行っているところです。

これらの動向も含め、文部科学省としては、引き続き社会教育の振興に努めていきます。

(2) 社会教育に関する専門的職員の充実

教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である社会教育主事は、地域の学習課題を把握し、社会教育事業の企画・実施や、関係者への専門的技術的な助言と指導を関係各機関とのネットワークを効果的に活用して行うことによって、地域住民の自発的な学習活動や学習を通じた地域づくりの活動を支援する役割を果たしています。また、図書館及び博物館に置かれる専門的職員である司書及び学芸員は、利用者や地域住民の学習機会の充実に

図り、学習活動の支援を行っています。

文部科学省では、現職の社会教育主事、司書、学芸員に対して、地域が抱える課題や地域住民の高度化・多様化する学習ニーズに対応した実践的な研修を実施することによって、これらの専門的職員の資質向上を図っています。また、職務を遂行するのに必要な専門的知識、技能をもった社会教育主事や司書を養成するため、大学等に委嘱して社会教育主事講習や司書講習を実施するほか、学芸員資格認定試験による資格付与を行っています。

社会教育主事の養成については、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目の改善を図るため、社会教育主事講習等規程の一部を改正し、「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、新課程の修了者は「社会教育士」と称することができることとしました（令和2年4月1日施行）。

社会教育士には、地域学校協働活動の推進や社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する多様な分野における学習を支援する活動を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことや、首長部局やNPO法人、大学、企業等においても広く活用され、教育委員会事務局に置かれる社会教育主事を中心とした社会教育行政の連携体制の構築に寄与することなどが期待されています（図表2-1-9）。

図表2-1-9 学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たす社会教育士



文部科学省では、社会教育人材の養成に係る改善方策として、社会教育士の称号の取得ニーズの増加を踏まえた社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の新規開講の促進や更なる受講定員の拡大、社会教育主事講習のオンライン化やオンデマンド化など、多様で特色ある受講形態の促進による受講者の選択肢の拡大等に取り組んでいます。また、社会教育人材の活躍促進に係る改善方策として、地方公共団体における社会教育主事の配置促進、社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示、継続的な学習機会の確保及び社会教育人材のネットワーク化等に取り組んでいます。

2 社会教育施設を通じた様々な施策の展開

文部科学省では、「第4期教育振興基本計画」を踏まえて、公民館・図書館等の社会教育施設の機能強化に向けて、社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、地域課題の解決等において社会教育施設が果たすべき役割を明確化し、社会教育施設の活性化に取り組むことなどにより、地域の教育力向上を図ることとしています。特に、公民館等における地域のコミュニティ拠点機能の強化を図る観点から、子供の居場所としての活用、住民相互の学び合い・交流の促進、関連施設・施策や首長部局・学校・NPO法人・民間企業等との連携を推進しています。

(1) 公民館

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たすとともに、地域の防災拠点としての役割も期待されています。令和3年10月現在、公民館（公民館類似施設含む。）は全国に約1万4,000館設置され、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた学級・講座の開設など様々な学習機会を提供しています。

文部科学省では、公民館職員専門講座や社会教育主事講習等において、地域課題を解決するための活動の事例提供等により、公民館における取組が一層充実するよう努めています。また、特に事業内容・方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められる公民館（公民館と同等の社会教育活動を行う施設を含む）を優良公民館として表彰しており、第77回（令和6年度）優良公民館表彰においては、65館を表彰館として決定しました^{*17}。

(2) 図書館

図書館は、人々の学習に必要な図書や様々な情報を収集・整理・提供する身近な社会教育施設です。令和3年10月現在の図書館数は、公立図書館が3,372館、私立図書館が22館となっています。文部科学省では、平成24年4月に図書館法施行規則の一部改正を行い、図書館を支える司書が地域社会の課題や人々の情報要求に対して的確に対応できるよう、大学における司書養成課程等の改善・充実を図りました。また、図書館職員の資質向上に向けて、司書等の研修の充実にも努めています。

図書館には「地域の知の拠点」として、子供や高齢者など多様な利用者や住民の学習活動を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など幅広い観点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待されます。

(3) 博物館

第7章第5節を参照。

3 社会全体で子供たちの成長を支える取組の推進

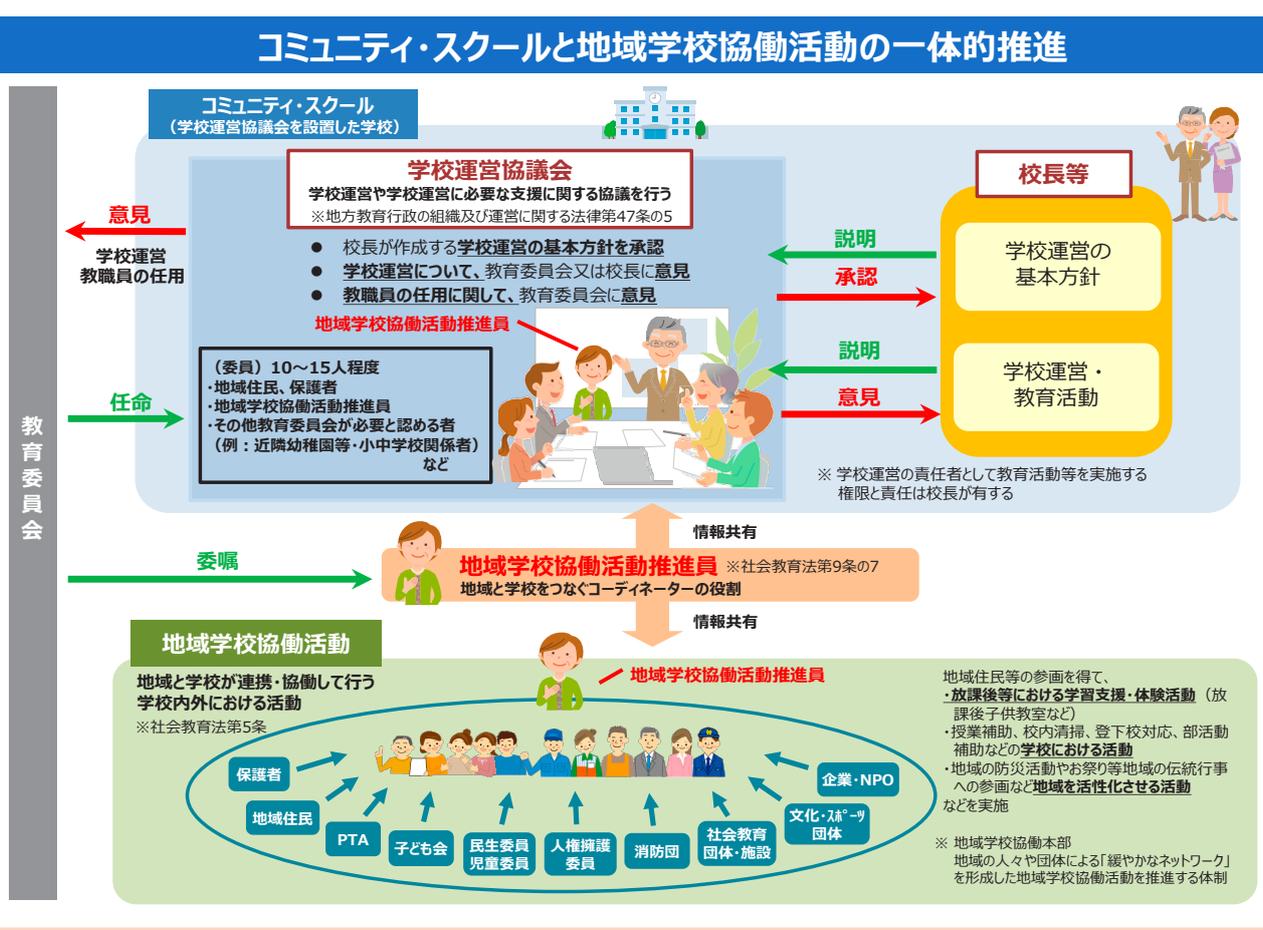
(1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み

子供たちを取り巻く様々な課題や地域の課題の解決のためには、学校と家庭、地域の連携・協働が重要です。このため、文部科学省では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と、社会教育法に基づく地域学校協働活動を一体的に推進しています。

コミュニティ・スクールは、「社会に開かれた教育課程」の実現はもとより、学校における働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。「第4期教育振興基本計画」では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしており、更なる導入の加速とともに、導入後の取組の質的向上を図っています（**図表2-1-10**）。

*17 参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/01_/08052911/mext_00479.html

図表2-1-10 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



(2) 地域と学校の連携・協働の現状

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年飛躍的に伸びており、令和6年5月1日現在、全国の公立学校のうち2万153校（58.7%）になりました（図表2-1-11）。また、地域学校協働活動を推進する体制である地域学校協働本部は2万1,935校（63.9%）に整備され、学校と多様な地域関係者をつなぐ地域学校協働活動推進員等^{*18}は、3万4,613人配置されています。文部科学省では、地域と学校の連携・協働を一層推進するため、次のような取組を実施しています。

- ①全国フォーラム（地域とともにある学校づくり推進フォーラム）や教育委員会担当者向け説明会・協議会等の開催
- ②豊富な知見を有するCSマイスターの教育委員会等への派遣
- ③地域学校協働活動推進員等の配置促進
- ④趣旨に賛同する多様な企業・団体等を「土曜学習応援団」として位置づけ、出前授業等の教育プログラムを提供する取組の実施

* 18 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役。

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

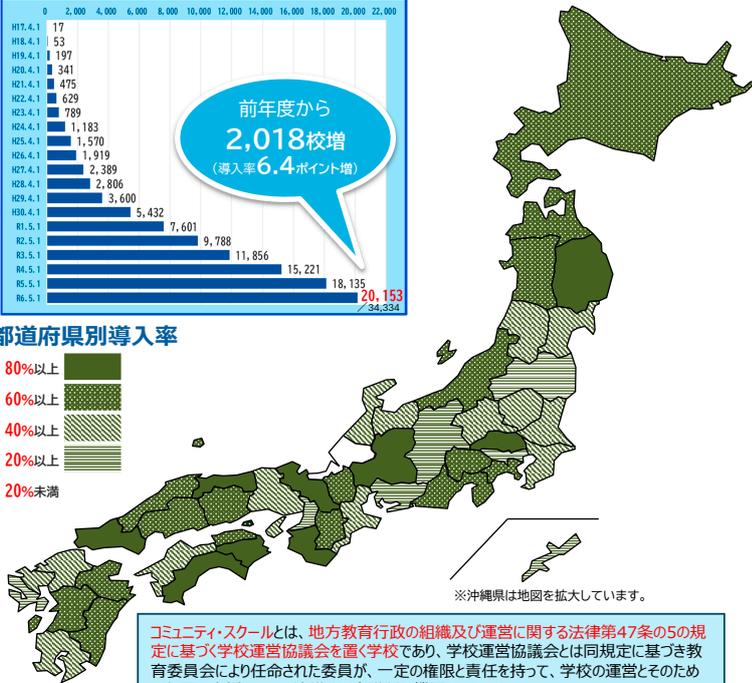
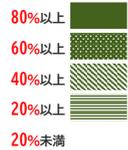
令和6年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**20,153/34,334**校
 （教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数）
 全国の公立学校のうち、**58.7%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入率



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

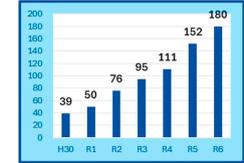
幼稚園

353/2,258園



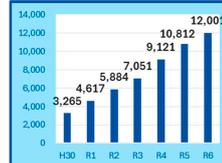
義務教育学校

180/232校



小学校

12,001/18,291校



高等学校（中等教育学校含む）

1,289/3,472校



中学校

5,761/8,951校



特別支援学校

569/1,130校



(3) PTAや青少年教育団体等の実施する共済事業

PTAや青少年教育団体等は、PTA・青少年教育団体共済法に基づき、行政庁の認可を受けて、その主催する活動等における災害について共済事業を実施することができます。令和6年度末までに、全国で27団体が本法に基づく

共済事業の認可を受けています。文部科学省では、共済契約者等を保護する観点から、共済事業が適切かつ健全に実施されるよう、行政庁である都道府県教育委員会等に対する研修会の実施や情報提供等の支援に努めています。

第7節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長

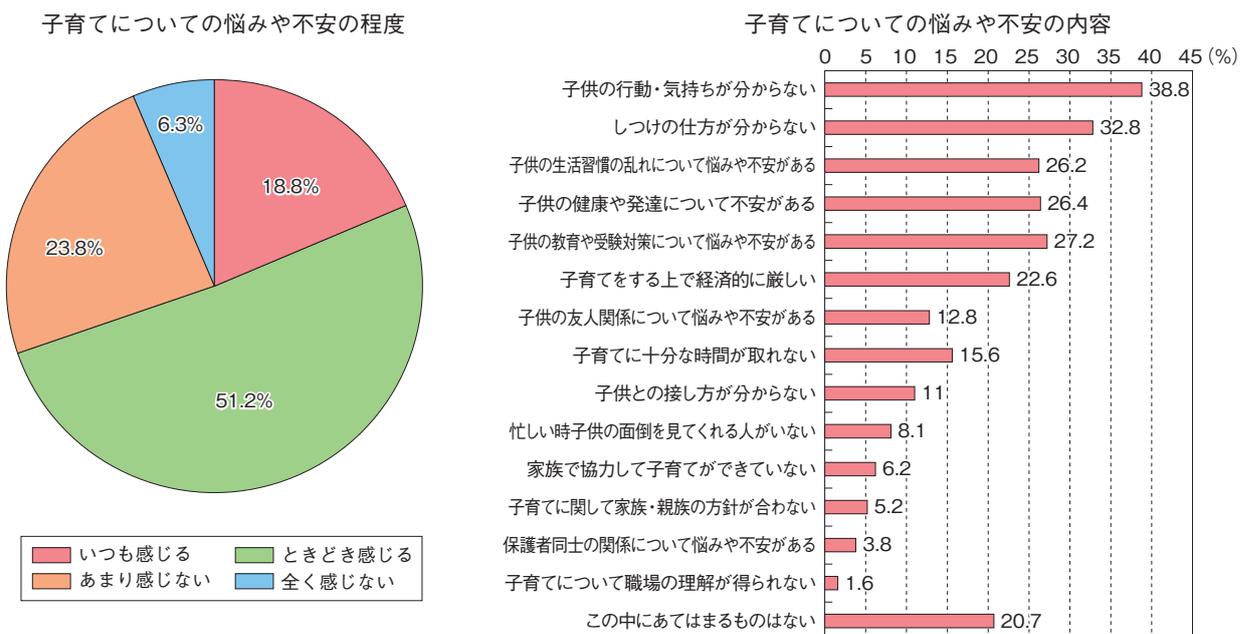
1 地域の多様な主体が連携協力した家庭教育支援の充実

(1) 家庭教育の現状と課題

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子供の基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要です。一方、

共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化するとともに、児童虐待や不登校など子供の育ちをめぐる課題も懸念されています。こうした中、家庭教育に関する様々な悩みや不安を抱えつつ、地域社会から孤立し、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難であるなど、支援が届きにくい家庭も多くなっています（図表2-1-12）。

図表2-1-12 子育てについての悩みや不安



(出典) 令和6年度文部科学省委託調査「家庭教育推進のための調査研究(家庭教育についての保護者へのアンケート調査)事業」報告書

「第4期教育振興基本計画」では、家庭を取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっていることが指摘されており、文部科学省では、学校や子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携・協力した親子の育ちを応援する取組等を推進しています。

(2) 家庭の教育力の向上に向けた取組の推進

文部科学省では、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」により、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会や情報の提供、相談対応、アウトリーチ型の支援等、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う地方公共団体の取組を推進しています(令和7年3月末現在の「家庭教育支援チーム」数:1,178チーム(同事業により支援しているチーム数と登録制度により登録しているチーム数を合計し

たもの))。

(3) 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援の推進

① 子供の基本的な生活習慣の現状

子供たちが健やかに成長していくためには、規則正しい生活習慣を確立することが必要です。

令和6年度「全国学力・学習状況調査」によると、子供の睡眠習慣については、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生の割合は約83%、中学校3年生の割合は約81%、また、毎日、同じくらいの時刻に起きている小学校6年生の割合は約92%、中学校3年生の割合は約93%となっています。

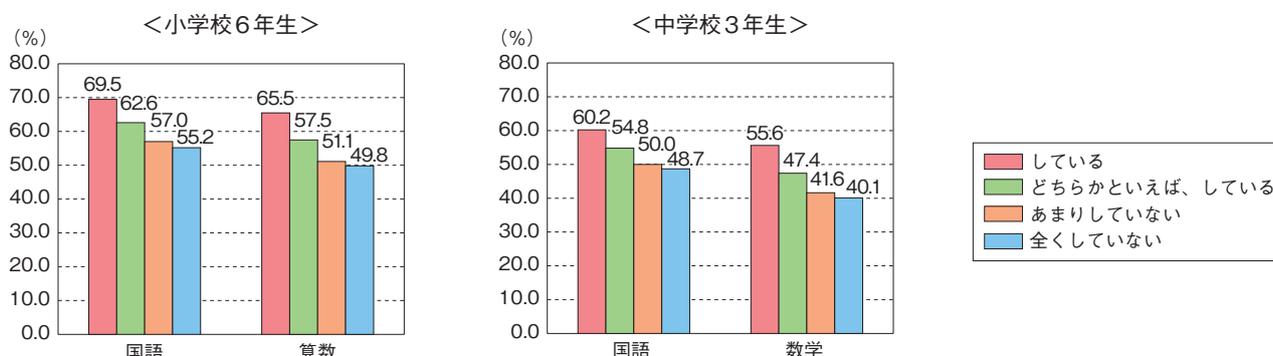
さらに、同調査において、子供の朝食摂取については、朝食を毎日食べている小学校6年生の割合は約83%、中学校3年生の割合は約79%となっているほか、毎日朝食を食べる子供の方が、同調査の平均正答率が高い傾向にあります(図表2-1-13)。

図表2-1-13 朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係

朝食の摂取と学力の関係

毎日朝食をとる児童生徒ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向

○朝食の摂取と学力調査の平均正答率との関係



(出典) 文部科学省「令和6年度全国学力・学習状況調査」

②「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供の生活習慣づくりについて、社会全体の問題として子供たちの生活リズムの向上を図っていくため、平成18年4月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足されて以降、文部科学省は同協議会と連携して、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を継続的に推進しています。具体的にはPTAをはじめ、経済界、メディア、有識者、市民活動団体、教育・スポーツ・文化関係団体、読書・食育推進団体、行政などの参加を得て、全国において、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を展開しています。

同協議会では、ウェブサイトによる情報提供も行っており^{*19}、規則正しい生活習慣の重要性を広く普及・啓発しています(図表2-1-14)。文部科学省では、子供の生活習慣づくりに資するよう、隔年で、「優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰」を行っています。令和6年度は、44活動を表彰し、表彰を受けた活動の概要をまとめた資料を文部科学省のウェブサイトで公表しています。

さらに、国立青少年教育振興機構においては、文部科学省と連携協力して、平成29年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業を実施するとともに、中学生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を図るための「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を実施しています。

2 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年の体験活動の推進

①学校・家庭・地域における体験活動の推進

平成25年1月に中央教育審議会から答申された「今後の青少年の体験活動の推進について」においては、学校・家庭・地域が連携して社会総ぐるみで人づくりの「原点」である体験活動の機会を意図的・計画的に創出していくことの必要性が提言されています。本答申等を踏まえ、文部科学省は、体験活動の重要性等について普及・啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。具体的には、シンポジウムの開催や、長期の自然体験活動事業、企業が社会貢献活動の一環として行う青少年の体験活動の表彰と実践事例の紹介等を行っています。

さらに、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組を支援するとともに、内閣官房、総務省、農林水産省、環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

図表2-1-14 QRコード「早寝早起き朝ごはん」全国協議会



* 19 参照 : <https://www.hayanehayaoki.jp/>

②青少年の国際交流の推進

文部科学省は、青少年の国際的視野の醸成などを図るため、次代を担う青少年等の海外派遣及び日本への受入れを行う「青少年国際交流推進事業」を実施し、日独及び日韓の青少年が様々なテーマにおいて交流を行い、相互理解の促進を図っています。令和6年度においては、若者が活躍する社会等のテーマで交流を行いました。

国立青少年教育振興機構においても、令和6年度は日中韓の小学4年生から6年生100人を対象とした「日中韓子ども童話交流事業」を日本で開催したほか、「マイクロネシア諸島自然体験交流事業」で日本とマイクロネシア諸島の小学5年生から中学2年生の相互交流を行うなど、様々な青少年の国際交流推進事業を実施しています。

(2) 国立青少年教育振興機構を中心とした体験活動の推進

①青少年教育施設における体験活動の推進

国立青少年教育振興機構では、全国28か所に設置する国立青少年教育施設において体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上等を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図っています。また、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年団体等と連携して「体験の風をおこそう」運動を推進しており、全国各地で体験活動に関する様々なイベントや全国的なフォーラムを実施し、体験活動の重要性を広く家庭や社会に発信しています。

②「子どもゆめ基金」助成事業

国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」助成事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動等への支援を行っています。令和6年度は、3,899件の活動を採択しました。

(3) 青少年を有害情報から守るための取組の推進^{*20}

近年、スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、SNS等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっています。文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」などに基づいて、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進しています。

(4) 依存症予防教育の推進

近年、飲酒、薬物、ギャンブル等に関する依存症等が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の通減や青少年の健全育成を図る観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行うことが必要となっています。

文部科学省は平成28年度から「依存症予防教育推進事業」を実施しており、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」等の取組を支援しています。

第8節 日本語教育の推進

1 外国人に対する日本語教育施策の推進

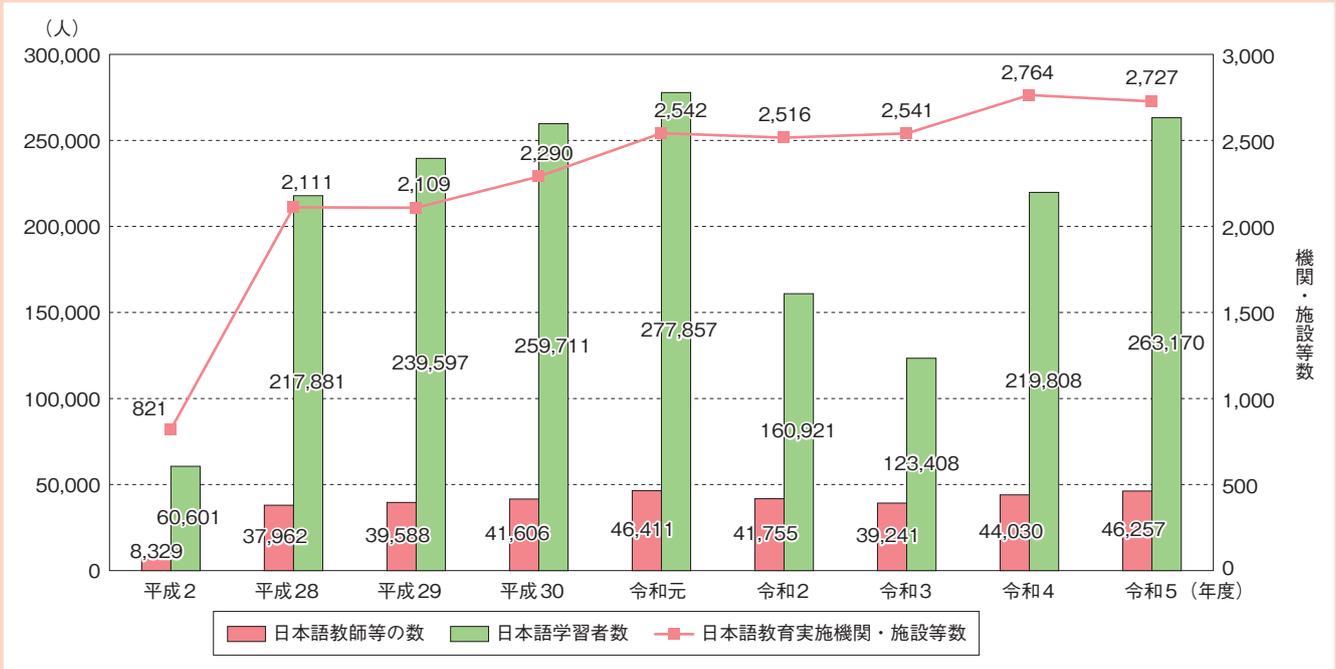
(1) 我が国における日本語教育をめぐる状況

我が国における在留外国人数は増加しており、約377万人に達しています（令和6年末現在、出入国在留管理庁調べ）。また、国内の日本語学習者数は、約26万人（5年11月現在、文化庁調べ）となっており、日本で暮らす多くの外国人が様々な目的で日本語を学んでいます（**図表**

2-1-15）。こうした背景の下、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元年6月には日本語教育の推進に関する法律が成立するとともに、2年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定されました。本方針は、7年に策定から5年が経過することを踏まえ、日本語教育推進会議等において見直しについての検討が行われています。

*20 参照：第2部第9章第1節 7

図表2-1-15 日本語学習者数等



文部科学省では、日本語教育の推進に関する法律等に基づき、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境を整備するため、様々な取組を行っています。

(2) 日本語教育の質の維持向上

我が国における日本語教育の質の維持向上のため、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号。以下「日本語教育機関認定法」という。）が6年4月1日に施行されました。これまで外国人等に対する日本語教育は文化庁国語課が所管していましたが、日本語教育の環境整備を一層推進していく観点から、同法の施行に伴って文部科学省に移管され、総合教育政策局に日本語教育課が設置されました。

日本語教育機関認定法は、一定の要件を満たす日本語教育機関を文部科学大臣が認定する制度と、認定を受けた日本語教育機関（認定日本語教育機関）において日本語教育を行うための教員資格（登録日本語教員）を創設するものです。同法の施行に伴い、令和6年度から認定日本語教育機関の認定及び登録日本語教員の登録を開始しており、文部科学省が運営するウェブサイト「日本語教育機関認定法ポータル」において、認定日本語教育機関等の情報を発信しています^{*21}。

認定日本語教育機関は、「日本語教育の参照枠」^{*22}等に基づいた日本語教育課程を編成し、教育を実施することとされています。文部科学省では、こうした動きに併せて、「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発・普及事業により、「留学」「就労」「生活」の分野ごとに教育モデルを開発し、その普及のための研修等を実施してきました。また、令和6年度補正予算により「認定日本語教育機関活用促進事業」を実施し、認定日本語教育機関が企業等と連携し、企業等からの教育投資を基にした質の高い日本語教育の提供の好循環モデルの確立・普及に向けて取り組んでいます。

登録日本語教員をはじめとする日本語教育人材については、日本語教師の役割や活動分野等に応じた研修プログラムの開発・提供や、大学等を中心とする日本語教師養成・研修の地域的なネットワークの構築を通じた拠点整備等を実施しています。

そのほか、日本語教育に関する調査及び調査研究等を実施するとともに、文部科学省日本語教育大会等を通じて情報の発信・共有を行っています。

(3) 全国的な日本語学習機会の確保

文部科学省では、国の基本的な方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推

* 21 参照：https://www.nihongokyouiku.mext.go.jp/top

* 22 ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

進事業」を実施し、都道府県・政令指定都市が実施する日本語教育の総合的な体制づくりを行う取組を支援しています。

また、「生活者としての外国人」のための日本語教室がない市区町村（以下「空白地域」という。）を対象とした日本語教室立ち上げを行うとともに、その方法を普及する「地域日本語教育スタートアッププログラム」や、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（通

称：つなひろ）^{*23}（図表2-1-16）の運営等を推進しています。同サイトでは、空白地域に居住する外国人等を対象に、生活に役立つ日本語の学習機会を提供することを目的として、動画を中心とした日本語学習コンテンツを19言語で公開しています（令和7年3月現在）。

また、条約難民、第三国定住難民、補完的保護対象者に対する定住支援プログラムの一環として日本語教育プログラムを提供しています。

図表2-1-16 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」



* 23 参照： <https://tsunagarujp.mext.go.jp/>